

# 医療福祉費支給制限所得基準表（重度心身障害者等）

下記の表に掲げる各所得確認者について、所得額が基準額未満の場合にマル福を受給できます。

所得判定対象者	本人			配偶者/扶養義務者(☆)		
	所得基準額 ( * 1 )	扶養親族等のうち、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がいる場合、その人数( * 2 )		所得基準額 ( * 3 )	扶養親族等のうち、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がいる場合、その人数( * 4 )	
扶養親族等数		1人	2人		1人	2人
0人	5,129千円			6,287千円		
1人	5,509千円	5,609千円		6,536千円	6,536千円	
2人	5,889千円	5,989千円	6,089千円	6,749千円	6,809千円	6,809千円
3人	6,269千円	6,369千円	6,469千円	6,962千円	7,022千円	7,082千円

- ( \* 1 ) 控除対象配偶者・扶養親族等 1 人につき 380千円加算
  - ( \* 2 ) 老人配偶者・扶養親族等 1 人につきさらに 100千円加算  
特定扶養親族があるときは、特定扶養親族 1 人につきさらに 250千円加算
  - ( \* 3 ) 扶養親族 2 人以上について、1 人につき 213千円加算  
老人扶養親族 1 人につき 60千円加算
- ※[扶養親族の数 = 老人扶養親族の数] の場合には、[老人扶養の数 - 1]人

受給判定の際に、一律で80,000円の定額控除が認められます。

給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限る）を有する場合は、その合計額から100,000円を控除した金額を用います。

定額控除の他に医療費控除，障害者控除，特別障害者控除，ひとり親控除などが認められる場合があります。

☆扶養義務者：生計をともにする直系血族及び兄弟姉妹をいいます。